

## 登録教習機関の代表者の氏名の変更について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第47条の2及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第22条の2に基づき、登録機関の名称が変更されたので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号の規定に基づき、下記のとおり公示する。

### 記

#### 1 変更前、変更後の登録教習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

##### (1) 変更前

- ①登録教習機関の名称  
茨城県立土浦産業技術専門学院
- ②住所  
茨城県土浦市中村西根番外50番179
- ③代表者の氏名  
学院長 須賀 祥子
- ④技能講習の業務を行う事務所及び所在地  
茨城県立土浦産業技術専門学院  
茨城県土浦市中村西根番外50番179

##### (2) 変更後

- ①登録教習機関の名称  
上記1の(1)の①のとおり
- ②住所  
上記1の(1)の②のとおり
- ③代表者の氏名  
学院長 寺門 浩恵
- ④技能講習の業務を行う事務所及び所在地  
上記1の(1)の④のとおり

#### 2 変更の年月日

上記1の登録講習機関の代表者の氏名の変更年月日は、令和8年4月1日

令和8年5月18日

茨城労働局長

